

練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱

平成27年 3 月31日

26練総経第979号

(趣旨)

第1条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）が発注する工事案件において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るとともに、地域社会に貢献している企業の受注機会の拡大を図るため、入札の際に、工事価格、施工能力、企業の地域貢献等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「施工能力等審査型総合評価方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 1級技術者 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 2級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者または他の法令の規定による免許もしくは免状（以下「免許等」という。）の交付で、当該免許等の交付を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものの交付を受けた者であって前号の1級技術者以外のものをいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロもしくはハまたは同法第15条第2号ハに該当する者で第1号の1級技術者および前号の2級技術者以外のものをいう。
- (4) 工事成績総評定点 練馬区土木工事成績評定要綱（平成16年3月11日練土維発第304号）および練馬区建築工事成績評定要綱（平成22年12月7日22練総施第386号）に基づく総評定点とする。
- (5) 基準日 各半期の初日（7月1日および1月1日をいう。以下同じ。）のうち発注工事の公表日の直前のものをいう。ただし、発注工事の公表日が各半期の初日の場合は、該当する半期の初日とする。

(対象工事)

第3条 施工能力等審査型総合評価方式の対象とする工事は、土木工事、造園工事、建築工事および設備工事とする。

- 2 施工能力等審査型総合評価方式を採用する発注工事は、前項に規定する工事の発注工事のうち、当該発注工事を主管する課と総務部経理用地課との調整の上で決定するものとする。

(入札方法)

第4条 施工能力等審査型総合評価方式に係る入札は、制限付き一般競争入札により実施する。

(入札参加の制限)

第5条 区長は、発注工事の公告日（以下「公告日」という。）の属する年度またはその前年度に完了した区発注工事の中で工事成績評定点が60点未満の工事がある事業者に

については、当該施工能力等審査型総合評価方式の入札への参加を認めないものとする。
(評価の方法)

第6条 施工能力等審査型総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点および地域貢献等評価点を合計した評価値による。

(価格点)

第7条 前条の価格点は、つぎの数式により算出するものとする。

$$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(施工能力評価点)

第8条 第6条の施工能力評価点の満点は28点とし、評価項目の点数配分はつぎのとおりとする。

- (1) 工事成績評価点 21点満点
- (2) 配置予定技術者の資格点 3点満点
- (3) 配置予定技術者の実績点 4点満点

(地域貢献等評価点)

第9条 第6条の地域貢献等評価点の満点は8点とし、評価項目の点数配分はつぎのとおりとする。

- (1) 営業拠点等評価点 3点満点
- (2) 災害協定評価点 2点満点
- (3) 社会貢献等評価点 3点満点

(工事成績評価点)

第10条 工事成績評価点は、工事成績総評定点（共同企業体受注工事の工事成績評定点を除く。）の平均点に応じて、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 工事成績総評定点の平均点は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した契約金額1,000万円以上の区発注工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件（該当する区発注工事の件数が2件である場合は、2件）の工事成績総評定点の相加平均とする。ただし、該当する区発注工事の件数が1件である場合には、当該工事成績総評定点をもって工事成績総評定点の平均点とする。
- 3 工事成績総評定点が60点未満の工事は、当該工事成績総評定点を0点として算定する。
- 4 基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事が存在しない場合には、工事成績評価点を0点とする。

(配置予定技術者の資格点)

第11条 配置予定技術者の資格点は、配置予定技術者における当該発注工事の建設業法上の業種の資格に応じて、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 前項の資格点の算定に当たり、配置予定技術者が複数の資格を保有するときは、当該技術者が保有する最上位の資格に応じて、別表第2に定める資格点を算定する。

(配置予定技術者の実績点)

第12条 配置予定技術者の実績点は、発注工事の配置予定技術者が監理技術者または主任技術者として携わった直近の区発注工事の工事成績総評定点（共同企業体受注工事の工事成績評定点を除く。）に応じて、別表第3に定めるとおりとする。

(営業拠点等評価点)

第13条 営業拠点等評価点は、入札参加希望申請時点において、つぎの各号に掲げる評価の区分に応じ、それぞれ当該各号に該当するか否かに応じて、別表第4に定めるとおりとする。

- (1) 本店所在地 区の区域内（以下「区内」という。）の住所を本店所在地とし、一般財団法人GovTech東京が運営する電子調達サービスの入札参加資格を取得している。
- (2) 区内事業者活用 第10条第2項に規定する工事成績評価点の算出対象工事のうち、工事完了日が直近である1件（以下「区内事業者活用対象工事」という。）において、区内に本店または支店を有する事業者を一次下請先として3者以上（区内事業者活用対象工事の一次下請先が3者未満であった場合は1者以上）活用し、練馬区工事施行規程（昭和51年4月練馬区訓令甲第7号）第18条に基づく施工体系図に当該事業者名を記載している。または、区内事業者活用対象工事を下請負人を用いず全て自社施工で行っている。

(災害協定評価点)

第14条 災害協定評価点は、入札参加希望申請時点において、つぎの各号に掲げる評価の区分に応じ、それぞれ当該各号に該当するか否かに応じて、別表第5に定めるとおりとする。

- (1) 災害協定締結 区との災害時応急対策に関する協定の締結がある。または、区との災害時応急対策に関する協定の締結がある団体の構成員である。
- (2) 災害協定に基づく活動実績 入札参加希望申請日の属する年度およびその前3年度内に、区と締結した災害時応急対策に関する協定に基づき、災害時に活動した実績がある。

(社会貢献等評価点)

第15条 社会貢献等評価点は、入札参加希望申請時点において、つぎの各号の評価の区分に応じ、それぞれ当該各号に該当するか否かに応じて、別表第6および別表第7に定めるとおりとする。

- (1) 環境配慮 ISO14001、エコアクション21、エコステージ（ステージ2以上の認証に限る。）またはKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証に限る。）の認証を取得している。
- (2) 品質管理 品質管理および品質保証に関する国際規格ISO9001認証を取得している。
- (3) 障害者雇用 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条の規定に基づく雇用義務がある事業者にあつては雇用している障害者数が法定雇用障害者数以上である。または、同条の規定に基づく雇用義務がない事業者にあつては障害者を雇用している。
- (4) 就労環境の整備 つぎのいずれかに該当する。
 - ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条または第12条の認定を受けている。または、同法第8条の規定に基づき一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、公表している。
 - イ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条または第15条の2の認定を受けている。

ウ 一般財団法人建設業振興基金が運営する建設キャリアアップシステム（CCUS）において、事業者登録を行っている。

（資料の提出）

第16条 入札に参加しようとする者は、区長が価格点、施工能力評価点および地域貢献等評価点の算定を行う際に必要な資料をあらかじめ区長に提出するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、前項の資料を区長に提出した後、その内容を変更することができない。ただし、区長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（落札者の決定方法）

第17条 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低制限価格を下回らない者のうち、第6条に規定する評価値の最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（配置予定技術者の変更）

第18条 配置予定技術者は、原則として工事の完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等、区長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により配置予定技術者を変更する場合において、変更後の技術者の保有する資格点は、変更前の技術者の保有する資格点以上でなくてはならない。

3 入札に参加した者が前2項の規定に違反した場合において、区長は、その者が入札前に提出した資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うとともに、当該資料に係る工事の工事成績評価点を減点することができる。

（申請内容の不正行為等）

第19条 虚偽の申請その他の悪質な行為があった場合、区長は、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和61年4月1日練総経発第394号）に基づく措置を講じるほか、当該行為に係る入札を無効とする。

（情報の公開）

第20条 区長は、落札者を決定したときは、遅滞なく、つぎに掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。

(1) 落札者名

(2) 入札者の入札価格

(3) 入札者の評価の状況

（苦情の処理）

第21条 入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、区長は、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において当該評価点数の算定について理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、入札については、練馬区契約事務規則（昭和39年9月練馬区規則第6号）の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(練馬区総合評価競争入札試行要綱の廃止)

- 2 練馬区総合評価競争入札試行要綱(平成20年10月1日20練総経第666号)は、廃止する。

付 則(平成29年3月27日28練総経第1611号)

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区施工能力型審査総合評価方式実施要綱第2条第1項第5号および第10条の規定は、平成29年6月1日以後に公表または入札の公告を行う契約について適用し、同年5月31日以前に公表または入札の公告を行った案件については、なお従前の例による。

付 則(令和3年3月18日2練総経第1695号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱第9条および第14条の規定は、令和3年4月1日以後に公表または入札の公告を行う工事案件について適用し、同年3月31日以前に公表または入札の公告を行った工事案件については、なお従前の例による。

付 則(令和6年3月21日5練総経第2360号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱第13条の規定は、令和6年4月1日以後に公表または入札の公告を行う工事案件について適用し、同年3月31日以前に公表または入札の公告を行った工事案件については、なお従前の例による

付 則(令和7年3月14日6練総経第2077号)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱第13条および第15条の規定は、令和7年7月1日以後に公表または入札の公告を行う工事案件について適用し、同年6月30日以前に公表または入札の公告を行った工事案件については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

工事成績総評定点の平均点 (小数点以下は切捨て)	工事成績評価点
80～	21
79	20
78	19
77	18
76	17
75	16
74	15
73	14
72	13
71	12
70	11
69	10
68	9
67	8
66	7
65	6
64	5
63	4
62	3
61	2
60	1
0～59	0

別表第2（第11条関係）

配置予定技術者の資格	資格点
1級技術者	3
2級技術者	2
その他の技術者	1

別表第3（第12条関係）

配置予定技術者が携わった 直近の工事成績総評定点	配置予定技術者 の実績点
78～	4
75～77	3.5
72～74	3
69～71	2.5
66～68	2
63～65	1.5
60～62	1
0～59	0

別表第4（第13条関係）

営業拠点等		評価点
つぎの各号のいずれにも該当する。		3
第1号のみに該当する。		2
第2号のみに該当する。		1
つぎの各号のいずれにも該当しない。		0
(1) 本店所在地	区内の住所を本店所在地とし、一般財団法人GovTech東京が運営する電子調達サービスの入札参加資格を取得している。	
(2) 区内事業者活用	区内事業者活用対象工事において、区内に本店または支店を有する事業者を一次下請先として3者以上（区内事業者活用対象工事の一次下請先が3者未満であった場合は1者以上）活用し、練馬区工事施行規程第18条に基づく施工体系図に当該事業者名を記載している。または、区内事業者活用対象工事を下請負人を用いず全て自社施工で行っている。	

別表第5（第14条関係）

災害協定		評価点
つぎの各号の双方に該当にする。		2
第1号のみに該当する。		1
つぎの各号のいずれにも該当しない。		0
(1) 災害協定締結	区との災害時応急対策に関する協定の締結がある。または、区との災害時応急対策に関する協定の締結がある団体の構成員である。	
(2) 災害協定に基づく活動実績	入札参加希望申請日の属する年度およびその前3年度内に、区と締結した災害時応急対策に関する協定に基づき、災害時に活動した実績がある。	

別表第6（第15条関係）

社会貢献等		評価点
つぎの各号のいずれかに該当する。		1
つぎの各号のいずれにも該当しない。		0
(1) 環境配慮	ISO14001、エコアクション21、エコステージ（ステージ2以上の認証に限る。）またはKES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証に限る。）のいずれかの認証を取得している。	
(2) 品質管理	品質管理および品質保証に関する国際規格ISO9001の認証を取得している。	

別表第 7（第15条関係）

社会貢献等		評価点
つぎの各号のいずれにも該当にする。		2
つぎの各号のいずれかに該当する。		1
つぎの各号のいずれにも該当しない。		0
(3) 障害者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定に基づく雇用義務がある事業者にあつては雇用している障害者数が法定雇用障害者数以上である。または、同条の規定に基づく雇用義務がない事業者にあつては障害者を雇用している。	
(4) 就労環境の整備	つぎのア、イまたはウに該当する。 ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条または第12条の認定を受けている。または、同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、公表している。 イ 次世代育成支援対策推進法第13条または第15条の2の認定を受けている。 ウ 一般財団法人建設業振興基金が運営する建設キャリアアップシステム（CCUS）において、事業者登録を行っている。	